（前のページより続き）
令和八年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）公告（最高裁判所）　二三
令和八年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告（同）　二四
令和八年度裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　二六
令和八年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告（同）　二七
令和八年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）公告（同）　二八
令和八年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　二九
令和八年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一七

裁判所

破産、免責、再生関係　一七

特殊法人等

日本弁護士連合会公示送達関係　二〇六

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　二〇七

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

二〇七
二〇八

◇令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三十号）（内閣府本府）

1　令和七年等に発生した地滑り、豪雨、融雪等による災害で特定地域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

⑴　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

⑵　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

⑶　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

⑷　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令（政令第三十一号）（国土交通省）

1　区域整備計画の認定を申請することができる期間の追加

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の政令で定める期間に、令和九年五月六日から同年十一月五日までの期間を追加する。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第三十二号）（こども家庭庁）

1　子ども・子育て支援法施行令の一部改正

子ども・子育て支援納付金の額の算定について、健康保険者等に合併、分割又は解散があった場合は、既に割り当てられた子ども・子育て支援納付金の額を基に加算、控除又は加入者数で按分（あんぶん）することで、合併、分割又は解散により成立した健康保険者等の子ども・子育て支援納付金の額を算定すること等の特例を定める。（第四十三条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、一部の規定を除き、公布日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　国民健康保険制度の繰入金及び補助並びに後期高齢者医療制度の繰入金のうち、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第四項第三号及び第五号の政令で定める部分を定める。（附第二項及び第三項関係）

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三十三号）（内閣官房）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、地方公共団体が支弁した国民の保護のための措置等に要する費用のうち地方公共団体が負担するものの範囲に関する規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）